

# 土砂災害防止法

# Q&A 集

福岡県県土整備部砂防課

## INDEX

Q1

土砂災害とはどのようなものですか？

Q2

どんな時に起こりやすくなるのですか？

Q3

土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは何ですか？

Q4

土砂災害防止法に基づいて土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定する目的や法の概要はどのようなものですか？

Q5

自宅が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に入っているのか知りたい。

Q6

土砂災害特別警戒区域内に建築物の規制はあるのですか？また、どのような手続きが必要ですか？

Q7

法面工事が施されているのに、なぜ土砂災害警戒区域のままなのですか？

Q8

土砂災害防止法の目的や土砂災害防止法に基づいて講じられる施策は、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）のそれと何が違うのですか？

Q9

土砂災害防止法による区域指定をすれば、土砂災害対策工事が不要になるのですか？

Q10

現在公表されている土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域等との違いは何ですか？

Q11

県の開発許可を受けた造成地であっても、土砂災害警戒区域等に指定されることはあるのですか？

Q12

土砂災害警戒情報とは何ですか？

Q13

土砂災害危険度情報とは何ですか？

Q14

土砂災害のおそれを感じた時や避難が必要になったときは、どこへ、どうやって、どのような手段で避難すればよいのでしょうか？

Q15

土砂災害ハザードマップを入手したいが、どうしたらよいですか？

Q16

自宅が警戒区域に指定されたが、大雨のとき避難しなければならないのですか？

Q17

上流に砂防ダムが設置された場合、土石流が発生しても避難する必要はないのですか？

# Q1

## 土砂災害とはどのようなものですか？

### A

土砂災害は、大きく分けて「土石流」「がけ崩れ」「地すべり」があります。

#### ●土石流

谷や斜面の多量の土砂や倒木が、大雨などの水と一緒に一気の下流に運ばれる現象です。山津波とも呼ばれます。川底や山腹を削り、時速40km程度の勢いで下流を襲うため、大きな被害が生じます。土石流は速度が速いため、走っても逃げ切れません。万が一、土石流から逃げる必要がある時は、土石流が向かってくる方向と直角の方向に逃げてください。

#### ●がけ崩れ

急な斜面が水を含み、突然崩れ落ちる現象で、崩れた土砂による被害は、斜面の高さの2倍程度の範囲にまで及びます。また、突発的に発生し、崩れ落ちるスピードが速いため、人命、身体に大きな影響を与えます。

#### ●地すべり

斜面の一部あるいは全体が、ゆっくりと滑り落ちる現象です。押し出された土砂は非常に広範囲にわたって、大きな被害をもたらします。動くスピードは1日数mmですが、突然、数mも動くことがあります。

## Q2

**どんな時に起こりやすくなるのですか？**

## A

土砂災害は発生の予測がたいへん難しい自然災害です。降雨により発生するもの、地震により発生するもの、また突発的に発生するものなど発生原因は多岐にわたります。そのため、あらかじめどのような危険があるかを知り、早めの避難に備えることが大事です。

# Q3

## 土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは何ですか？

# A

土砂災害警戒区域・特別警戒区域は土砂災害防止法に基づいて指定されています。

- 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域です。この区域では、市町村による警戒避難体制の整備が図られます。

- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

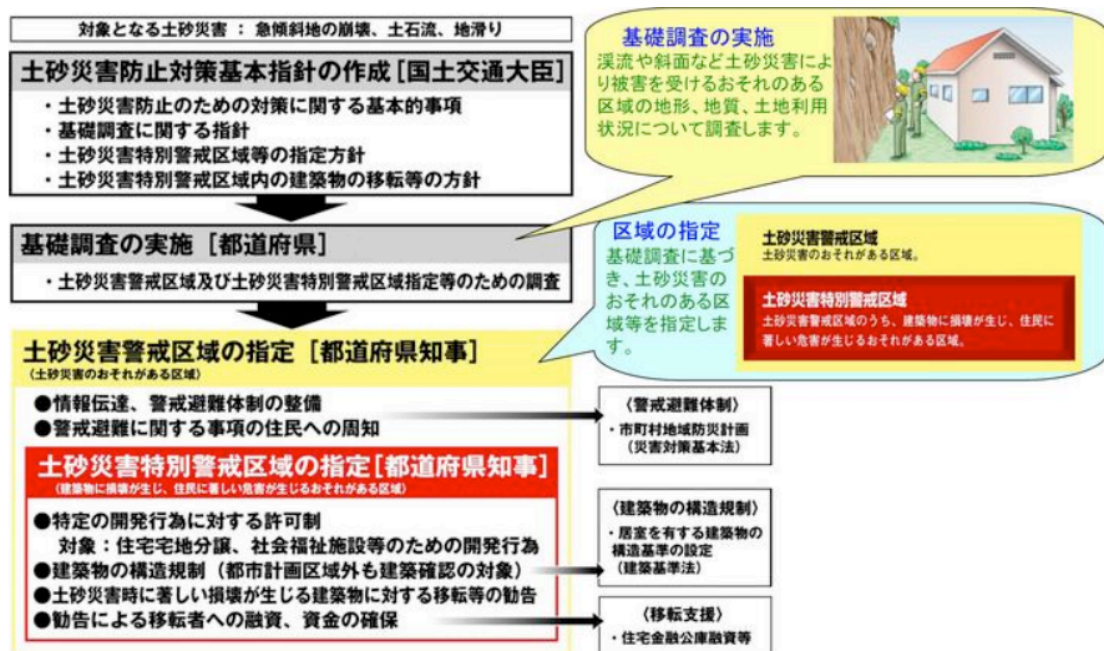
土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域です。この区域では、特定開発行為の許可制、建築物の構造規制等が行われます。

# Q4

## 土砂災害防止法に基づいて土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定する目的や法の概要はどのようなものですか？

### A

この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、公共の福祉の確保に資することを目的としています。



# Q5

**自宅が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に入っているのか知りたい。**

# A

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域については、当該市町村役場（北九州市、福岡市については市役所及び区役所）、当該県土整備事務所で告示図書を閲覧することができます。また、福岡県砂防課のホームページでも公開しています。

【福岡県砂防課のホームページ】

<http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>

## Q6

**土砂災害特別警戒区域内に建築物の規制はあるのですか？**

**また、どのような手続きが必要ですか？**

## A

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内においては、建築物の規制はありませんが、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内においては居室を有する建築物の規制があります。

土砂災害特別警戒区域内では、建築に着手する前に、居室を有する建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているか、建築確認申請書により、建築主事の確認を受けることが必要になります。（建築物の構造規制）

また、自分が住む目的以外の宅地分譲や防災上の配慮を要する方が利用するような施設（社会福祉施設、学校及び医療施設等）を建築するための開発行為については、計画内容が、土砂災害に対する安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることとなります。（特定開発行為の許可制）

特定開発行為による物件においては、都道府県知事の許可を受けた後でなければ、当該宅地や建物の広告、売買契約の締結が行えません。

また、手続きについては、建築確認に必要な申請書や図面を用意し、着手前に建築主事を置く地方公共団体や指定確認検査機関の窓口に提出することになります。そこで、土砂災害により作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるか確認されます。



## Q7

**法面工事が施されているのに、なぜ土砂災害警戒区域のままなのですか？**

## A

土砂災害警戒区域は地形要件で区域指定されるものであるため、法面工事が施工されていてもその斜面が高さ5メートル以上かつ傾斜が30度以上の箇所である場合、指定は継続されます。なお、土砂災害特別警戒区域については、法面工事の内容を精査したうえで解除される場合があります。

## Q8

**土砂災害防止法の目的や土砂災害防止法に基づいて講じられる施策は、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）のそれと何が違うのですか？**

## A

砂防三法はハード対策の法律であり、土砂災害の発生源に着目し、土砂災害の誘発助長等の行為の制限や、工事の実現について規定しています。また、土砂災害防止法は、ソフト対策の法律であり、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限や建築物の構造規制等があります。

すなわち、砂防三法によってハード対策を推進し、土砂災害防止法によってソフト対策を講じることで、総合的な土砂災害対策を進められることとなります。

## Q9

**土砂災害防止法による区域指定をすれば、土砂災害対策工事が不要になるのですか？**

## A

土砂災害防止法は、生命・身体の保護を目的として土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、その中でのソフト対策（警戒避難体制の整備、立地抑制策など）を進めていくものであり、砂防法等によるハード対策と併せて、効果的な対策を進めていくものです。

そのため、土砂災害防止法に基づいた施策の実施により、土砂災害対策工事の内容が不要になることはありません。

# Q10

**現在公表されている土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域等との違いは何ですか？**

## A

土砂災害危険箇所は、法に基づいて指定されたものではありませんが、住民の皆さんが「土砂災害のおそれのある箇所」を確認し、土砂災害の備えや警戒避難に役立てていただくために公表しているものです。

一方、土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止法に基づいて指定されたものであり、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等がなされます。

本県では、土砂災害危険箇所に対し、法に基づく詳しい調査をした上で、土砂災害警戒区域等の指定を行っております。

# Q11

**県の開発許可を受けた造成地であっても、土砂災害警戒区域等に指定されることはあるのですか？**

# A

県の開発許可を受けた造成地であっても、土砂災害防止法の指定要件に合致すれば、土砂災害警戒区域等に指定されることになります。

# Q12

## 土砂災害警戒情報とは何ですか？

### A

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。

[土砂災害警戒区域](#)にお住まいの方は、特に早めの避難が重要です。お住まいの自治体からの避難に関する情報に留意するとともに、土砂災害警戒情報を自主避難の参考にしてください。また、周囲の状況や雨の降り方にも注意し、躊躇することなく自主避難を行うことが重要です。

# Q13

## 土砂災害危険度情報とは何ですか？

### A

土砂災害危険度情報とは、気象庁と都道府県が共同で発表する土砂災害警戒情報を補う詳細な情報であり、時間雨量と土壌に残っている雨量をもとに土砂災害の危険性を表したものです。

なお、土砂災害の危険性は3段階のレベルで表していますが、レベル1に達していない地域でも土砂災害が発生するおそれがありますので、特に土砂災害警戒区域の近隣では注意を払う必要があります。

(参考)

土砂災害の危険性	
■	<b>レベル3(警戒Ⅱ)</b> 土砂災害発生の危険性が最も高い状態です。 十分に警戒して下さい。
■	<b>レベル2(警戒Ⅰ)</b> 土砂災害発生の危険性が高まっています。 警戒して下さい。
■	<b>レベル1(注意)</b> 土砂災害発生の危険性があります。 注意して下さい。

# Q14

**土砂災害のおそれを感じた時や避難が必要になったときは、どこへ、どうやって、どのような手段で避難すればよいのでしょうか？**

## A

土砂災害から身を守るためには、「安全な場所への避難」がもっとも大切です。大雨のときは、土砂災害以外に河川の増水などにも注意し、早めに土砂災害警戒区域外に避難してください。

避難勧告が発令され、避難所へ行く場合は、屋外の状況を考慮して、安全かつ速やかな避難を心がけてください。降雨の状況によっては、屋内の安全な場所（2階等）に移動することも重要です（垂直避難）。夜間に避難所へ行くことは、状況によっては逆に危険を伴うこともあります。その時は、屋内の安全な場所や、近隣の強固な建物に避難することも検討してください。

日頃から、あらかじめ市町村が定めた避難場所やそこへ至る避難経路を調べておき、避難の準備をして、市町村、消防団、自治会などの呼びかけに従い、事前に避難場所の開設状況や避難時期、避難方法等について確認しておくこと、積極的に避難訓練などに参加することが重要です。

（県土）避難場所については、事前にお住まいの市町村におたずねください。

（市町村）具体的な場所を聞き、その地区の指定した避難所を案内する。



# Q15

**土砂災害ハザードマップを入手したいが、どうしたらよいですか？**

## A

土砂災害ハザードマップは、土砂災害防止法に基づき市町村で作成されています。

入手方法については、当該市町村役場（北九州市、福岡市については市役所及び区役所）へご相談ください。

# Q16

**自宅が警戒区域に指定されたが、大雨のとき避難しなければならないのですか？**

## A

大雨警報が発令されたら、いつでも避難できるように準備しておくことが大切です。大雨警報の後に、土砂災害警戒情報が発表されると、市町村により避難勧告が発令されることになっています。

お住まいの市町村から配布されている防災に関するハザードマップに避難所が記載されています。ハザードマップを持っていない方は、市町村の防災担当部署に問い合わせてください。

# Q17

**上流に砂防ダムが設置された場合、土石流が発生しても避難する必要はないのですか？**

# A

想定以上の土石流が発生する場合がありますので、砂防ダムが設置されても必ずしも安全とは限りません。危険だと感じたら、早めに避難するように心がけてください。